令和７年度第２回文化財保護審議会　議事録

日時：令和８年３月 24 日（火）11 時 00 分～11 時 45 分、15:30～16:00
会場：長野県庁議会増築棟 405 号会議室
出席委員：（対面出席）佐々木会長、市澤委員、櫻井委員、高橋委員、原委員、梅干野委員、巻山委員、山本（聡）委員、山本（志）委員（オンライン出席）岩佐委員、杉森委員、山田委員

（１）開会

〇事務局（赤津文化財係長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和７年度第２回長野県文化財保護審議会を開会いたします。私は進行を勤めさせていただきます、文化財係長の赤津と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、開会に当たりまして、長野県 県民文化部長の直江　崇からご挨拶申し上げます。

〇直江県民文化部長

皆さんおはようございます。県民文化部長の直江でございます。本日は、ご多忙の中、令和７年度第２回文化財保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から様々な機会にご指導、ご助言を賜りますとともに、指定候補物件の現地調査等でも多大なるご尽力をいただいておりますことに対して、深く感謝を申し上げます。

さて、本県の文化財行政についてでございますが、昨年１月に策定をいたしました長野県文化財保存活用大綱、こちらに基づきまして、各種施策に取り組んでいるところでございます。この大綱でございますが、副題が「守って活かす、活かして守る」という題になっておりまして、文化財を積極的に活用する取組を推進してございます。

令和８年度におきましては、国指定文化財に限られてしまう話になりますが、消防設備などの防災設備の保守点検に対する補助制度を新設をいたします。委員の皆様には、文化財行政の推進に向けまして、大所高所からご指導・ご助言をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の審議会におきましては、前回諮問を申し上げました物件につきましてご審議いただきますとともに、新たに長野県宝の指定につきまして、２件の諮問を予定をしております。

委員の皆様におかれましては、部会、全体会と、午後４時までの長時間に及ぶ日程となりますが、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

続きまして本日の委員のご出席の状況について申し上げます。審議会委員１５名中、１２名の委員の皆様に御出席をいただいております。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第 42 条第２項の規定によりまして、本会が成立することをご報告いたします。

続きまして、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、事前にお送りをしておりましたが、審議会資料、が１冊、それから「部会資料」が１冊、それぞれお手元にございますでしょうか。続きまして資料の訂正が１ヶ所ございますので、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。審議会資料という表紙の冊子でございますが、２ページでございます。委員の皆様の名簿でございますが、下から５行目山本先生の職名に誤りがございまして大変失礼をいたしまして、成城大学名誉教授とありますけれども、ここの部分は神奈川大学国際日本学部歴史民俗学科教授でございます。大変失礼いたしました。お詫び申し上げます。続いてお手元の資料についてご説明申し上げます。今、訂正させていただきました審議会資料の 1 ページをご覧ください。「次第・全体日程」でございますが、記載のとおりでございます。続きまして３ページでございます。文化財の指定状況等につきましてご説明いたします。12 月４日時点の県内の国・県指定等文化財件数の一覧になっております。件数は、国指定等が 992 件、県指定等が 491 件、総計で、1483 件となります。前回の審議会から９件の増加となっております。４ページでございます。本年度の国・県の指定等の状況でございます。１の国指定等につきましては、前回の文化財保護審議会でご説明した状況に加えまして、11 月に善光寺雲上殿本殿など７件が登録有形文化財に登録されております。２の県指定等につきましては、前回の文化財保護審議会で指定することが適当である旨ご答申をいただきました、深見の祇園祭り及び小諸城址懐古園が、それぞれ長野県無形民俗文化財、長野県名勝に 12 月４日付けで指定されております。５ページをご覧ください。こちらは令和６年度の国・県の指定等の状況でございます。こちらの方は、説明は割愛させていただきます。続きまして６ページから 13 ページにつきましては、長野県文化財保護条例、それから 14 ページから 17 ページにつきましては県宝等の指定基準を載せております。以上、指定状況などにつきまして簡単にご説明申し上げました。

それでは議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、文化財保護条例の規定によりまして佐々木会長にお願いをいたします。

○佐々木会長

皆さん、こんにちは。先日、改めて文化財の価値、どんなところにどんな価値があるのか、考えさせられました。30 年前のことを書いた文献を読んだんですけど、30 年前に三重県の伊賀市で、城之越遺跡が発掘されて、昔の遺構が見つかりました。その時の顛末なんです。庭の専門家が見に行くと庭だって言うんですよ。古墳の専門家が見に行くと違う。祭祀遺構だと。結局、どうなったかと言いますと、古墳時代の庭っていうのは見つかってません。で

すから、古墳時代の古墳の研究者がおっしゃるように、祭祀遺構なんです。ただ、どうして庭の専門家が、そのように言ってしまったのかと言うと、理由があります。言った人たちはみんな飛鳥時代、奈良時代の研究者です。つまり、そういった視点で、飛鳥時代の庭を見てる視点で、城之越遺跡、湧水が三箇所あって、そこから流路が人工的に作られていて、しかも流路が、合流する場所の、ちょうど間には、採石で平らにされた場所があったんですけど、そしてさらに流路には、石が立てられていたと思います。その点では、後の飛鳥時代の庭園の、やっぱり原流みたいなものという視点で、これ庭だって言ってしまった。ところが、さっき、先ほど言いましたように、古墳時代の庭は見つかってません。ですから、そのことを書いた文献をちょうど読んでたんですけど、やっぱり教訓としては、やっぱり自分の専門だけで判断したら駄目だということ。やっぱりいろいろな専門の方々に、意見を聞いて判断していかなければならない。そういったことが、戒めとして書かれていた文献を読んでたんです。本当にその通りだと思います。文化財の価値って多様です。やっぱり自分の専門から見てしまうだけじゃなくて、他の専門から見ると、別の側面が見えてくる。ですからぜひ、この場でも、あるいは、諮問とか、諮問案件もありますけど、そういった目で、文化財の多様な価値を掘り下げて行ってほしい、そのように感じました。以上あいさつとさせていただきます。着席で失礼いたします。

それでは、議長を務めさせて頂きます。はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。梅干野委員さん、山本志乃委員さんにお願いしたいのですけど、いかがでしょうか。

【異議なし】

はい。よろしくお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も、次第の２（１）（２）の部会別審議及び（３）の全体会を除いて、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なし】

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音については、部会別審議及び全体会を除き、これを許可いたします。

【傍聴者入場】

（２）諮問

○佐々木会長

それでは本日諮問が予定されておりますので、事務局はお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

それでは、本日付けで知事から２件の文化財につきまして諮問を行います。直江部長、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○直江県民文化部長
　それでは、上水内郡小川村所在の旧長野県知事公舎、旧長野県知事官舎主屋及び松本市所在の牛伏寺四尊像を長野県宝に指定したいので、文化財保護条例第４条第３項の規定により、文化財保護審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）
　ありがとうございました。お席にお戻りください。

○佐々木会長
　それでは、諮問物件について、事務局から説明してください。

○事務局（田中文化財・県史編さん担当課長）
　文化財・県史編さん担当課長の田中ございます。私から諮問文化財についてご説明をさせていただきます。委員の皆様の、机の上にあらかじめお配りしております、諮問書の写しをご覧いただきたいと思います。今回、諮問いたしますのは、長野県宝指定文化財といたしまして、小川村が所有しまして、同村内に所在しております、旧長野県知事校舎と、宗教法人牛伏寺が所有いたしまして、松本市の同寺に所在しております、牛伏寺四尊像の、建造物１件、絵画１件の計２件でございます。詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局（石丸主査文化財専門員）
　それでは、諮問物件の概要につきまして、事務局担当の方から説明させていただきます。資料の方は、19 ページから 24 ページにあります旧長野県知事校舎から説明させていただきます。
　まず名称ですが、旧長野県知事公舎、括弧して、旧長野県知事官舎主屋になります。所在地は上水内郡小川村大字高府 9307 番地になります。所有者につきましては、小川村となっております。員数については、1 棟ということになります。年代ですけれども、大正 10 年、1921 年３月 28 日に竣工したものでございます。現在残っております建物、小川村に立っている建物につきましては、平成 16 年８月に、移築、竣工したものでございます。続きまして、概況及び特色について説明させていただきます。
　本建造物は、２代目の長野県知事官舎、長野県知事官舎というのは建設当時の呼称でございます。そして大正 10 年（1921 年）に建設され、平成 16 年に現在の場所に主屋部分が小川村に移築建築されたものでございます。
　和館と洋館を並列して配置する和洋館並列型住宅に分類される建築様式を採用しておりまして、明治以降、華族をはじめとする上層階級に好まれた住宅形式として知られております。本県においてはこのようなものは類例が少なく、典型的な高官住宅として特筆されるも

のでございます。

明治 23 年（1890 年）に建設された初代県知事官舎も、同様に和洋館並列型住宅の形式をとっておりました。その初代の建物には、当時最先端の建築技術が用いられており、その技術は施工を請け負った日本土木会社、現在の大成建設の前身にあたる会社ですが、それによって本県にもたらされたものでございます。こうした建築技術の導入は、現存する２代目の建物の建設にも継承されたとみられます。

現在残ります２代目建物の設計を担当した長野県内務部土木課技手　川邊幾太郎は、近代化に伴う実務的な技術者教育を目的として設立された工手学校を卒業したという都道府県技術者の代表的な経歴をもつ人物でございます。川邉は、旧長野県庁舎や上高井郡役所庁舎などの設計にも従事しておりまして、長野県における行政施設の建設技術を辿っていく上でも重要な事例となるものでございます。

現存する２代目建物の洋館部分は木造２階建てで、外壁はモルタル塗りとして、正面には切妻破風を備えるという形をなしております。洋館１階の応接室は予算査定に使用されたことから「査定室」と称されております。室内には、ドアノブやコンセント、建設当初の設備が良好に残されておりまして、大正期の室内空間および設備の様相を伝える貴重な資料となってございます。

また、洋館の壁の下地には平瓦が用いられており、同工法を採用する建造物は全国的にも稀少であることから、当時としては、上質な壁仕上げが施されていたことがうかがえます。

続きまして、和風住宅部分は、洋館に接続する接客用の公邸部分と、居住機能を担う私邸部分とで構成されております。洋館との境には車寄せが設置され、洋館の玄関と和風住宅の式台玄関とを兼ねる構造となっており、非常に珍しい形式であります。

千葉工業大学の藤木竜也氏による和洋館並列型住宅の研究によりますと、地方高官官舎として建設され、戦前までに竣工した和洋館並列型住宅のうち、現存するものは全国で栃木県知事官舎を始め９棟と限られております。このことからも、本建造物が文化財として極めて高い価値を有するものと評価できると考えております。なお、本建造物は、平成 18 年１月 24 日付けで小川村有形文化財に指定されております。

続きまして、諮問理由といたしましては、大正期の和洋館並列型住宅と呼ばれる建築様式を伝える歴史的建造物である。

それに加えまして、長野県の行政施設の建設技術を知る上で重要なものであるとともに、長野県政の歴史を語る上でも欠くことができないものであるということになります。

続きまして、指定基準ですけれども、建造物、建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型的なものということで、（イ）の技術的に優秀なもの、それに加えまして（ウ）の歴史上重要なものという指定基準を考えております。旧県知事公舎の諮問概要につきましては以上です。

よろしくお願いいたします。

○佐々木会長

説明ありがとうございました。長野県宝の指定として、旧長野県知事公舎、旧長野県知事官舎主屋が諮問されました。ただいま説明がありました県宝指定の案件につきまして、質疑、質問意見などございましたら発言をお願いいたします。

【発言なし】

よろしいでしょうか？それでは続いて次の諮問物件のご説明をお願いいたします。

○事務局（岡田文化財指導主事）

それでは引き続きまして、２件目の説明を申し上げます。名称でございますけれども牛伏寺四尊像になります。所在地は松本市内田 2573 番地です。所有者の住所および氏名はご覧の通りであります。員数になりますけれども、１幅。年代は鎌倉時代と推定されております。

概況および特色でございますが、牛伏寺四尊像は掛幅装の仏画で、絹本着色、大きさは51.2×36.2㎝であります。密教の諸尊を田の字型に配置し、各尊格は、向かって右上から時計回りに、孔雀明王像、愛染明王像、不動明王像、尊勝仏頂像と判断できます。このような四尊の組み合わせは他に類例がなく、加えて、絵絹に断裂やずれも確認されることから、この四尊像は当初からこの構図で描かれたものではなく、何らかの原図から部分が転用され、四尊像として再構成されたものである可能性が高いと考えられております。ただし、各尊の表現技法には統一感があり、原図も一幅、あるいは一具の仏画であったと思われます。なお、平成 28 年度に行われた本作の修理時に、孔雀明王が騎乗する孔雀の脚部から愛染明王にかけての絹が繋がっていることが確認されており、少なくともこの両尊は、原図においても現状と同じ配置であったことが判明しております。さらに、画中に他の尊格、大日金輪である可能性が高いのですが、その一部と思われる絹片が貼り込まれており、原図には少なくとも五尊が描かれていたことが推定できます。

原図の復元案につきましては、佐伯英里子氏が現状の四尊に大日金輪を加えた五尊構成の可能性を検討し、大日金輪を中尊とする案と孔雀明王を中尊とする二種の復元案を提示しておられます。このあとは記載のとおりでございます。

その次のところに参りますが、次に、表現の細部を見ていきたいと思います。全体に、絹の劣化、絵具の剥落や褪色によって印象を損ねているところはございますが、正確な図像の理解と高い作画技術で丁寧に作画された優品であります。画面右上の孔雀明王は、サンスクリット語でマハーマーユーリー。毒蛇を食べる孔雀を神格化した尊格で、病気平癒、息災延命などの本尊とされております。四尊の中では最も状態が良いものであります。金銀泥を多用した作風に特色があり、きめ細やかな装飾感覚を示しています。像容は小ぶりであるものの、ゆったりとしてふくよか、ふっくらとした顔の輪郭線や愛らしい表情に平安時代の遺風を伝えています。また截金や線描も謹直で乱れがありません。

画面右下の愛染明王は、サンスクリット語でラーガラージャ。人間の浄化された愛欲を尊格化した明王で、愛欲貪染を浄菩提心に至らしめる理を悟らせるという、あらゆる願望にこ

たえるオールマイティーの明王と言われております。本図の愛染明王は、基本的には奈良国立博物館本など『別尊雑記』所載の「仁和寺円堂様」の図像と一致します。本像は、宝瓶以下が失われていますが、像容は堂々として線描もしっかりとしております。色彩も比較的よく残っており、金泥で表された怒髪など丁寧な仕上がりを示しています。また、瓔珞などの宝飾には孔雀明王と同様に銀泥を多用して、洗練された装飾感覚が発揮されています。

画面左下の不動明王は、サンスクリット語でアチャラナータ。揺るぎなき守護者を意味します。密教の根本尊である大日如来の化身、あるいはその内証を表現した尊格とされます。不動明王の図像は、弘法大師空海が唐より密教を伝えた際に日本に持ち込まれたと言われています。不動明王信仰は、日本で最も人気のあった信仰の一つで、修験信仰とも密接な関係を持ち、庶民の間に深く浸透しました。本像の場合、頭と体が正面を向いているという相違、また頭上に蓮華を載せている点を除いて、基本的に両界曼荼羅様（弘法大師様）で描かれています。現在、褪色のため印象を損ねているものの、制作当初は、剣や宝飾類に金銀泥を多用し、意匠性に富んだ迦楼羅炎を背負う華やかな姿であったことが想像されます。線描も謹直で崩れがなく、丁寧な仕上がりをみせています。

画面左上の一尊は、両手で蓮華上の金剛鉤を持し、蓮華座上に結跏趺坐しております。このような像容を表わす尊格に尊勝仏頂像があります。尊勝仏頂は、除障仏頂とも呼ばれ、一切の煩悩を取り除く諸仏頂中の最高最勝尊であります。また、息災、増益、延命などを修する尊勝法の本尊である尊勝曼荼羅に表わされます。本像は四尊中で最も傷みが激しいものの、孔雀明王と同様その顔はふくよかで愛らしく、古様な雰囲気をたたえて平安の余韻を感じさせます。瓔珞や身衣の紋様などもきめ細やかに表現され、制作当初の優美な姿が偲ばれます。

本作の制作年代につきましては、四尊に共通する大らかな像容、引き締まった線描表現、金銀泥を巧みに配した洗練された装飾感覚から、平安時代の仏画の雰囲気を残す鎌倉時代の13 世紀頃の作と推定できます。

牛伏寺に本作が伝えられたのは、第 18 世住職の伊佐観瑞の代にあたります。明治 20 年から 30 年頃のことで、京都の大覚寺から下賜されたことが本図の軸裏の銘文に記されています。この銘文によって、本作と、大覚寺、あるいは牛伏寺における修法や儀礼空間とのかかわりを解明する可能性が拓かれ、今後の研究の深化も期待されるところであります。

諮問理由に移ります。牛伏寺四尊像は、孔雀明王・愛染明王・不動明王・尊勝仏頂の４体の姿を田の字型に配置している仏画で、このような四尊像の組み合わせは他に類例がありません。

また、四尊に共通する大らかな像容、引き締まった線描表現、金銀泥を巧みに配した洗練された装飾感覚から平安時代の仏画の雰囲気を残す鎌倉時代の 13 世紀頃の作と推定されており、制作優秀な仏画であります。

以上の点から、牛伏寺四尊像は学術上の価値が高く、県宝に指定して保護を図るものでございます。

指定基準でありますが、長野県宝の指定基準（１）絵画及び彫刻の　アの各時代の遺品の

うち、製作優秀なものであります。
以上でございます。

○佐々木会長
説明ありがとうございました。長野県宝の指定として牛伏寺四尊像が諮問されました。ただいまの説明がありました県宝指定の案件につきまして、質疑、質問等がございましたら、お願いいたします。

○山本（聡）委員
山本です。調査にも従事させていただいたので、一点だけ。私の記載のミスであったようなところがあります。諮問理由のところで、「制作優秀な仏画である」とありますが、「制作」の「制」が、下の指定基準の「製作優秀」の「製」の方にそろえておいた方が書類上いいと思います。細かいことですけれども、修正を今、このような形でお願いしました。

○佐々木会長
ありがとうございました。また部会の皆様で話し合って、修正するところは修正していただきたいと思います。
他、よろしいでしょうか。
【意見なし】
はい、ありがとうございました。それでは、ここで審議会を一旦中断し、部会ごとの審議に移ります。事務局から会場の説明をお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）
それでは資料の１ページの次第・全体日程をご覧ください。ここで、審議会を一旦中断いたしまして、各部会に分かれて審議をお願いいたします。会場でございます。有形文化財部会は、402 号会議室、史跡考古資料部会は、404 号会議室、無形・民俗文化財部会は、501 号会議室、名勝・天然記念物部会は、ここ 405 号会議室となります。部会は、昼食をはさんで、午後２時 40 分までを予定しております。その後、こちらの会場にお戻りいただきまして、２時 50 分から３時 20 分まで各部会からの報告として全体会を行いまして、休憩をはさんで、午後３時 30 分に審議会を再開し、審議などをお願いいたします。
昼食につきましては、ご注文いただいた方につきましては、お弁当を用意しております。各部会の部屋などでお召し上がりいただければと思います。
それでは、各部会の担当者がご案内いたしますので、各会場へご移動をお願いいたします。

（３）審議
○佐々木会長

時間になりました。それでは、審議会を再開したします。初めに、前回の審議会で諮問されている案件につきまして審議いたします。議第１号の中手田遺跡出土品につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の原委員さんからご説明をお願いいたします。

○原委員

それでは説明いたします。では、資料 30 ページにありますので、読み上げていきますので、よろしくお願いいたします。

長野県宝候補物件調査票。種別、有形文化財、県宝、考古資料。名称、中手田遺跡出土品。員数 12 点。所在地、豊丘村神稲 369、豊丘村歴史民俗資料館。所有者の氏名または名称、豊丘村教育委員会。管理者の氏名または名称、豊丘村教育委員会です。年代、奈良時代です。

７概要と特色、遺跡の概要、あとに地図がありますので、それを参考に見ていただけばいいと思います。中手田遺跡は、豊丘村の西部、天竜川の低位段丘上に位置している集落遺跡で、昭和 30 年の役場庁舎建設の際に遺跡の存在が確認されています。役場庁舎の老朽化に伴って解体作業が行われることになって、平成 12 年に発掘調査が実施され、報告書は 13 年の刊行ですけども、弥生時代を含む奈良から平安時代の遺物がまとまって出土している。調査面積はそれほど大きなくて、250 ㎡、出た遺物が整理の箱で 10 箱です。遺構は奈良から平安時代の竪穴建物跡５軒を確認して、内１軒は建物の北東隅に張り出し部を持つ大型の建物跡だった。一応番号を申しますと、SA04 となります。

候補物件の概要、中手田遺跡の特徴を示す奈良時代の大形の建物跡(SA04)出土品のうち、学術的及び美術工芸的に価値の高い資料を選定しました。須恵器坏・蓋・盤・壺・大甕　11 点。これらは地域における系統や編年の基準となりえるものであり、他地域との関連を示すもの。また、祭祀行為との関連が指摘されます。（イ）須恵器獣脚付三足短頸壺　１点です。地域における他地域との関連を示し、特殊な器形を持つもの。祭祀行為との関連が指摘されます。これについては、33 ページに写真がありますので、ご覧ください。左上が集合写真で、須恵器獣脚付三足短頸壷は一番下にあります。

候補物件の評価。須恵器が出土した竪穴建物跡は、東西 9.1m、南北 9.6m を測る大型の竪穴建物で、通常の竪穴建物と異なり、建物の北東隅に床面から一段高い張り出し部がみられる。この張り出し部については、建物跡とは異なる時期の掘り込みである可能性も考えられましたが、建物跡内部をめぐるように出土した炭化材が、この張り出し部にも連続して確認されているため、一連の施設であるとみられます。また、張り出し部を含めた建物跡の壁沿いには礎石とみられる平石が見つかるなど、上屋の壁について荷重に耐えられるようにしっかり造られていたことがわかります。

須恵器 12 点は、東海地方で生産された獣脚付三足短頸壺を除き、在地で生産されたものであり、この張り出し部分及びその前面の床面からまとまって出土しており、使用時に近い状況を示しています。

張り出し部からは出土した坏と蓋の外面は、煤が付着しており、灯明具として使用が伺えます。また、須恵器の大甕は内容物等について不明ですが、地面を掘りくぼめて据え付けられていたことが確認されています。埋められた大甕には、文献等の記録から祭祀的な役割があったことが指摘されています。

獣脚付三足短頸壺は、長野県内での出土事例が少なく、そのほとんどは脚部の破片であり、全体が復元できるのは本遺跡から出土したものが始めてです。他県では集落跡のほか官衙跡から発見される例や、蔵骨器として使われている例も確認されており、その使用用途や所有していた階層が限られていたことが伺えます。

建物内部の張り出し部の手前の左に大甕、中央に獣脚付三足短頸壺と壺を置き、さらに一段高い張り出し部に食器と灯明具を置いた須恵器１２点の出土状況は、当時の灯火に伴う祭祀の様子を示しています。さらに獣脚付三足短頸壺の存在は祭祀の主体者の階層を示しています。

８指定基準及び理由根拠、（１）指定基準、長野県宝等の指定等に関する基準、第１　長野県宝の指定基準、（５）考古資料　ウ　古墳時代及びそれ以後の遺物で学術上重要なもの。（２）指定理由、中手田遺跡出土品は、出土状況やその特徴も含め、報告書では張り出し部が竪穴建物内において「特殊もしくは重要な場」であるとし、神仏を祀る場であった可能性を指摘している。出土品は、奈良時代における長野県南部の、人々が暮らした遺跡の中で実施された祭祀行為を解明するうえで学術上重要な資料であり、県宝指定に相応しいと考えられます。

調査年月日、令和７年９月 12 日、調査者氏名　原　明芳。参考文献はそこにあるとおりです。

一応、名称が、中手田遺跡出土品と、漠然とした形にしましたけど、どうしてこの物件を指定するのかということについては、候補物件の評価及び指定理由のところで、詳しく説明しておきました。それで、これからもさらに研究が進めば、新たな評価ができると思いますので、一応この形で、中手田遺跡出土品としての名称とさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

〇佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑などございましたら発言をお願いいたします。質問や意見はございませんか？

【発言なし】

よろしいでしょうか。それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なし】

ありがとうございます。それでは、中手田遺跡出土品につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。事務局から答申書案を配布してくだ

さい。
【答申書案配布】
ただ今配布されました答申書案につきまして何かご意見ございますか。
【意見なし】
それでは本案を答申書として決定します。事務局から他にございませんか。

○事務局（赤津文化財係長）
ございません。

○佐々木会長
以上で、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対しまして、感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（赤津文化財係長）
それでは、先程、ご決定をいただきました長野県宝１件の答申につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長
長野県知事様、長野県文化財保護審議会会長佐々木邦博。長野県宝の指定について（答申）。令和７年 10 月 31 日付け、７文振第 1163 号で諮問されたこのことについて、下記のとおり長野県宝に指定することが適当である旨答申いたします。長野県宝に指定相当の文化財、名称、中手田遺跡出土品。所在地、豊丘村歴史民俗資料館。下伊那郡豊丘村神稲 370 の 1。所有者の住所及び名称、豊丘村教育委員会、下伊那郡豊丘村神稲 369。以上です。よろしくお願いします。
【佐々木会長から直江県民文化部長に答申書交付】

○事務局（赤津文化財係長）
それでは、長野県県民文化部長の直江から、ご挨拶申し上げます。

○直江県民文化部長
皆様どうもありがとうございました。本日は、長時間にわたりまして、熱心にご審議を頂戴いたしまして、心より感謝を申し上げます。
ただいま、長野県宝への指定が適当であると答申をいただきました、豊丘村の中手田遺跡出土品につきまして、今後、所定の手続きを進め、適切に保存・活用を図ってまいりたいと考えております。
今後も、本県文化財並びに文化財行政の様々な課題への対処につきまして、何卒、ご指導、

ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。
　結びに、本日の長時間にわたるご審議につきまして、重ねて御礼を申し上げますとともに、皆様方の今後の益々のご活躍とご発展を祈念申し上げ、御礼のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（赤津文化財係長）
　答申をいただきました文化財の指定までの流れでございますけれども、この後所定の手続きを経まして、告示を行い、手続きは完了となります。
　本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。以上をもちまして、令和７年度第２回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

議事録署名委員　梅干野　成央

議事録署名委員　山本　志乃